

佐世神社、今佐世郷佐世村にあり、加刺山大明神と云ふ、出雲風土記鈔、蓋

須佐能衰命を祭る、昔此神佐世の木葉を頭刺て踊躍給ふ時、さゝせる佐

世、木葉墮たる地也、出雲風土記 凡八月廿六日祭を行ふ、神社明細帳

西利太神社、今阿用郷清田村に在り、十二所權現と云ふ、

海潮神社、今海潮郷南村に在り、大森大明神と云ふ、出雲風土記鈔、蓋

運比古命を祭る、出雲風土記 凡毎年九月廿九日祭を行ふ、明細帳

○能義郡一座小

天穗日命神社、今屋代郷吉佐村に在り、出雲風土記鈔、神 天照大御神の御子

天穗日命を祭る、式天穗日命に作る、並同、 即出雲國造の祖神也、日本書紀

上古天照大御神の命以て、葦原中國は何神を遣して、言向ましと詔給ふ

時に思金神及八百萬神議りて、天穗日命は傑たる神也、是遣してむと奏

しき、日本書紀 於是其神を國體見に遣し、時に天八重雲を押し別て、天翔

國翔りて、天下を見廻て、返言し給はく、豊葦原水穗國は、晝は五月蠅なす

水沸、夜は火瓮なす、光神あし坐しめむと申て、其子天夷鳥命を天降し遣

して、國作之大神を媚鎮奉りしは、即天穗日命の功烈也、延喜式 故此神をし

て其大神の祭を掌らしめむと詔ひき、日本書紀 ○按本書及古事記並云、天

を遣して、之を平順しむされと延喜式神賀詞に據るに、三年の間に、漸に媚和

して、即天に復命申し、故に、天稚彦の如き罪もあらざりしなるへ、姑附て

備考、文德天皇仁壽元年九月乙酉、特に天穗日命神を擢て從五位下を授

け、天安元年六月甲申、官社に預らしむ、文德實錄 ○按出雲風土記、意字郡未

云り、此に據るに、天平中には未だ官社ならざりしを、天安元年に始て官社に預りし也、姑附て考に備ふ、 凡九月九日祭を行ふ、

○式外諸神

與都彦命神、文德天皇仁壽元年九月乙酉、與都彦命神に從五位下を授

く、文德實錄

湯坐志去日女命神、清和天皇貞觀元年七月甲子、無位湯坐志日女命神

に正五位下を授く、

温沼神、○按温沼疑らくは鹽治の訛手、然れども木書及類聚國史、神階記、清和天皇貞觀十年九月辛亥、正六位上温沼神に從五位下を授け、十三年十一月壬午、從五位上を加ふ、三代實錄

○石見國卅四座小並

○安濃郡十座小並

物部神社、今河合本郷河合村に在り、物部大明神と云ふ、一宮巡詣記、神名帳考證、八重葎、即石見の一宮也、一宮記、物部社文書、盖宇摩志麻治命を祀る、一宮記、物部社傳、清和天皇貞觀十一年三月庚辰、從五位上物部神に正五位下を授け、十七年十月己未、正五位上に叙され、陽成天皇元慶三年九月辛卯、從四位下を給ひ、三代實錄朱雀天皇天慶四年十一月乙亥、從四位上を加ふ、日本紀畧凡毎年十月九日祭を行ふ、明細帳凡神主金子氏、世々祭祀を掌る、即物部姓也、一宮巡詣記、八重葎、苅田神社、今波根郷西村に在り、刺鹿神社、今刺鹿本郷刺鹿村に在り、九月廿九日祭を行ふ、八重葎、神明帳打聞、

朝倉彦命神社、今朝倉村にあり、八月十日祭を行ふ、八重葎、神明帳、朝倉彦命を

祀る、延喜式、正徳中棟札、盖土佐朝倉郷に坐天津羽々神也、土左、風土記、

新具蘇姬命神社、今吉永本郷に在り、八重葎、神名帳打聞、

邇幣姬神社、今土江村にあり、八重葎、神明帳、盖余保都比賣命を祀る、參酌播磨風土記、延喜式、

凡九月十五日祭を行ふ、神明帳、細帳、

佐比賣山神社、○按出雲風土記、飯石郡佐比賣山は、石見出雲の界也とみえ、石見國圖、安濃郡に三瓶山ありて、出雲飯石郡に接けり、今所謂三瓶山は古の佐比賣山、今多根村にあり、濱田縣神社取調書、盖大己貴命を祀る、傳云

昔大己貴命少彦名命須勢理命伯耆國大神山に御坐し、次出雲國由來郷

に來坐して、百姓に鋤鋤を授て、農事を教へ給ふ、其地を田鋤と云ふ、夫よ

り、琴引山に登り坐し、次に石見の佐比賣山に至り池を作り樋を掛けて

稻種を蒔き、民に鋤鋤を授給ふ、故此里を田根と云ふ、出雲飯石郡多倍神社社傳、

野井神社、今野井郷野井村に在り、

靜間神社、今邇摩郡靜間郷靜間村垂水山に在り、八重葎、神明帳打聞、盖大名

持命、少毘那命を祀る、万葉集、土人傳說、凡其祭九月十五日を用ふ、神社明細帳
神邊神社、今鳥越村にあり、八重葎、神社

○邇摩郡五座小

城上神社、今邇摩郷佐摩村大森特選大森町に在り、大森大明神と云ふ、九月十九日祭を行ふ、八重葎、神社明細帳

山邊八代姫神社、今久利村氏官山にあり、濱田縣神社取調記

霹靂神社、今温泉郷温泉里村に在り、八重葎、神社取調記、清和天皇貞觀十三年四月

己卯、正六位上霹靂神に従五位下を授く、三代實錄

水上神社、今温泉郷西田村に在り、八重葎、神社取調記

國分寺霹靂神社、今那賀郡猪甘郷國分村國分寺にあり、八重葎、濱田縣神社取調帳、清

和天皇貞觀十一年十二月甲申朔、從五位下勳七等國分寺霹靂神に従五位上を授け、陽成天皇元慶三年九月辛卯、正五位下を加ふ、三代實錄

○那賀郡十一座小

多鳩神社、○按石見神名帳、多鳩を板鳩に作る、今角野郷神主村、多鳩山にあり、二宮明神と

云ふ、凡九月朔を例祭とす、八重葎、神名帳頭注、神名帳考、津門神社、今角野郷波志村に在り、

伊甘神社、今伊甘郷下國分村に在り、八重葎、神名帳打聞、○津門は津門首、伊

より誤りたるにて、猪甘首に由あり、新撰姓氏錄、天足彦國押人命の裔に、津門首猪甘首あるに據らば、津門伊甘二座、或は二氏の祖、天足彦國押人命を祭れるならむ、然れども他の明證なし、姑附て考に備ふ、清和天皇貞觀十一年十二月甲申朔、從五位下勳

七等伊甘神に従五位上を授け、十七年十月己未、正五位下を加へ、陽成天皇元慶三年九月辛卯、正五位上を授く、三代實錄、凡九月十四日祭を行ふ、神社明細帳

大麻山神社、今室谷村大麻山に在り、石見國國神、社明細帳、蓋阿波の大麻比古神を

遷祭る、延喜式、參取、土人傳說、凡十二月五日祭を行ふ、明細帳

石見天豐足柄姫命神社、今小石見郷濱田に在り、石神明神と云ふ、凡十一月九日を例祭とす、

大祭天石門彦神社、今小石見郷黒河村に在り、凡九月十九日十二月朔、祭を行ふ、門別八倉比賣神社、天石門別豐玉比賣神社あり、安藝國大麻比古神社、天石門別神あり、當國に大麻山神社あり、天石門彦神社あり、天石門彦神社疑らくは天石門別同神乎、姑附て考に備ふ、

大飯彦命神社、飯田村森脇にあり、神名帳打聞、濱田縣神社取調書、○按大飯改めしな、大飯彦命を祭る、式、延喜、清和天皇貞觀十一年十二月甲申朔、從五位下勳七等大飯神に從五位上を授く、即是也、恐くは彦字を脱せる乎、

凡十二月三日祭を行ふ、別八倉比賣神社、天石門別豐玉比賣神社あり、安藝國大麻天神、天石門別神あり、當國に大麻山神社あり、大石門善神、

櫛色天蘿箇彦神社、今下府郷久代村稻山にあり、神名帳、八重葎、神名帳打聞、○按新撰姓氏錄、櫛代造天足彦國押人命之後とみえ、上に津門伊廿二社も此に由縁あり、又本社の久代村にあり、彦國押人命の子に彦姥津命とあるは、天蘿箇彦神に音相近く美濃郡櫛代賀姫命神社ありて久代村に在らずを思ふに夫婦の神なるべし、されど彦國押人命の裔此國に居し事未た其明證を得ず、附て考に備ふ、

大歳神社、今都野津村都山にあり、蓋是也、濱田縣神社取調書、大年神を祭る、式、延喜、清和天皇貞觀十三年四月巳卯、從五位下大歳神に從五位上を授く、實錄、

山邊神社、夜須神社、今角野郷神村の夜須田山に在り、之を多鳩神の末社とす、九月十九日祭を行ふ、八重葎、神名帳打聞、神名帳、

○邑智郡三座小並、天津神社、今吾郷郷吾郷村にあり、田立建理根命神社、今三日市郷宮内村田立山に在り、八重葎、神名帳打聞、濱田縣神社取調書、

○按新撰姓氏錄、舊事本紀に、大明命の裔建理根命あり、建理根と建理根と音訓相近し、疑らくは建理根命を祭るにやあらむ、又建理根の下麻字を脱し、理は理を誤れる歟、又大明命九世孫、置部餘曾命の子大原足尼命あり、次の大原神社、或は此人を祭れる乎、二社並舉たるも由縁あるが如し、姑附て考に備ふ、

凡九月九日を以て祭を行ふ、神名帳、大原神社、今小田郷日貫村に在り、八重葎、神名帳打聞、神名帳、明細帳、清和天皇貞觀十三年四月巳卯、從五位下大原神に從五位上を授く、實錄、

○美濃郡五座小並、菅野天財若子命神社、○按本書一本、射を財に作る、未、今宮田村に在り、菅野

大明神と云ふ、濱田縣神社取調帳、及同書引、本社所藏天文十二年鏡背銘、

佐毘賣山神社、今益田郷乙兒村に在り、八重葎、神社要録、

染羽天石勝命神社、今上本郷村、瀧藏山に在り、凡其祭九月朔を用ふ、八重葎、社明細帳、○按今村中に染羽山あり、社前に染羽石あり、姑附て考に備ふ、

櫛代賀姫命神社、今益田下郷、久代村、明星山に在り、八重葎、濱田縣神社取調記、

代賀姫命を祭る、延喜式、凡八月十五日祭を行ふ、帳、明細

小野天大神之多初阿豆委居命神社、○按大神之多初の五字讀かたし、恐ら

櫛代造、小野臣あり、共に天足彦國押人命の後也、此に據らば、櫛代小野二姓に由縁ありげ也、姑附て考に備ふ、今戸田郷、戸田村、小野

山に在り、八重葎、神名帳、打聞、神社明細帳、

○式外諸神

府中神、今那賀郡下府村御所にあり、府中神社といふ、蓋府中惣社の神

也、濱田縣神社取調書、○按今本社のある伊甘神社を去る二十許間に、莊社

の名あるは、即當社の舊地なるが、後衰へて伊甘神社の境内に移し、其祭

内事も同社に移りたりしもの見え、古き神像六十餘軀、同社にあるも、清

叙さる、三代

和天皇貞觀十三年四月巳卯、正六位上府中神に從五位下を授け、十七

年十月巳未、從五位上を加へ、陽成天皇元慶三年九月辛卯、正五位下に

叙さる、三代

石神、清和天皇貞觀十六年九月癸巳、石神に從五位下を授く、二神石出

雲國より參來つる由を奏すに依て也、

石塔、鬼王、帝釋天王國神社、今美濃郡、豊田にあり、石塔寺權現と云、今豊

田神社とも申す、濱田縣神社取調帳、陽成天皇元慶二年九月戊申、正六位上石塔、

鬼王、帝釋天王國神社に從五位下を授く、

摺尾國神社、

常世國社神、陽成天皇元慶四年二月壬辰、正六位上摺尾國社神、常世國

社神、並に從五位下を授く、三代實錄

○隱岐國十六座、大四座、小十二座

○知夫郡七座、大一座、小六座

由良比女神社、○按本書神社の下に、元名和多須神六字あり、然れども國內神
明神と殊更に載して、各別神と聞ゆれば、和多須神の本社ならざる事明け
然らば此六字は極めて傳寫の錯亂也、故今之を削て、海神社の條に補ふ、其説
下に見、今浦郷薄子浦の山岬に在り、隱州視聽合記、一宮、之を由良姫大明
神と云ふ、隱州神名帳、○按神名帳頭注、大已貴命嫡后須勢利姬命を祭ると云

酒佐雄命坐由國內帳にみわたるは由縁あるへし、又按延喜式大祝祝詞に、天下
の罪穢を速川の瀬より大海に持出て、氣吹戸主と云神の氣吹放ちたるを根國
と音の近く通ひて開ゆるか上に、須勢利姫命の根國に坐すと、又此神社の隱岐
の邊島に在ると、共に由縁あり、即隱岐の一宮也、一宮仁明天皇承和九年九月
乙巳、由良比咩命神官社に預り、續日本醍醐天皇延喜の制、名神大社に列

祭とす、神社明細帳
凡每年二月初午祭を行ふ、又隔年に六月廿八日廿九日と大
祭とす、神社明細帳

大山神社、今美田郷大山脇に在り、隱州視聽合記、大山大明神と云ふ、隱州神
凡二月六月九月十三日と例祭とす、神社明細帳
海神社、二座、元名和多須神、延喜式、○按本書、元名和多須神六字は、由良比女

記、隱州神名帳に據て此に補へり、其は隱州神名帳に、海神と云はなくて、和
多須神あるにても、海神即和多須神なる事著ければなり、姑附て考に備ふ、今
多澤村の左渡島の西崎に在り、渡明神と云ふ、隱州視聽合記、○按隱岐國、
へり、土佐日記に、綿津見の千夫里の神と云る即是也、然るを袖中鈔に、隱岐國知
夫利崎と云所に、和多須乃宮と云神はかはすれとあるは、知夫里と相近き所な
るを以て、今の渡島の事をも然
云るなるへし、姑附て考に備ふ、蓋阿曇連等の祖綿津見神を祀る、參酌古事

氏錄、東大寺正倉院文書、○按東大寺文書、天平四年、隱即伊邪那岐命の御子に
岐國正税帳、海部郡少領阿曇三雄あり證とすへし、
して、瀛海の事を掌坐す神也、日本書紀、故海路を渡る者、必ず幣を奉て之
を祈奉りき、土佐日記、

比奈麻治比賣命神社、○按隱州神名帳、比奈今波止村焼火山の麓に在り
燒火權現と云ふ、隱州視聽合記、和桓武天皇延曆十八年五月丙辰、遣渤海
使内藏宿禰賀茂麻呂等奏て、嚮者國に歸らんとして海中を渡るに、夜暗

くして、西東を知らず、着へき所なき時、遠く火光あるを覓て、隱岐國知夫
郡に至りぬ、此は誠に比奈麻治比賣神の靈驗也、此神常に威靈を顯し給
ひて、商賈等海中に漂ふ時は、必ず火光を揚て人を助け給ふ事屢なりと

廿八

云り、望くは例幣に預らしめて、其神徳を賽し給へと申しき、仍て勅して之を許し給ひき、日本後紀、類聚國史、仁明天皇承和五年十月甲午無位比奈麻治比賣神に従五位下を授け、續日本後紀、清和天皇貞觀十三年閏八月壬申、從五位上より正五位下に叙され、陽成天皇元慶二年五月壬子、正五位上を賜ふ、三代實錄、凡其神驗明威、今に至て猶屢顯るゝと云ふ、神名帳考

眞氣命神社、今宇賀村山上にあり、素氣雄大明神と云ふ、凡六月十五日九月十九日を例祭とす、兩島四郡式内神、名錄、神祇明細帳、

天佐志比古命神社、按續日本後紀、隱州神名帳、今知夫村にあり、一宮大明神と云ふ、兩島四郡式内神、名錄、神祇明細帳、仁明天皇承和十五年二月巳酉、天佐自比古命神に従五位下を授く、續日本後紀、凡六月八月十五日祭を行ふ、神祇明細帳

○海部郡二座 大一座、小一座、

奈伎良比賣命神社、今豐田村にあり、明細帳

宇受加命神社、今宇津賀村に在り、宇津賀明神と云ふ、神名帳考、隱州視聽合記、仁明

天皇承和九年九月乙巳、宇受加命神を官社に預らしめ、續日本後紀、醍醐天皇延喜の制、明神大社に列る、延喜式

○周吉郡四座 並

賀茂那備神社、今賀茂村に在り、賀茂明神と云ふ、隱岐國圖、神名帳考、

水祖神社、矢尾村にあり、式内神名錄、水祖明神といふ、國内神名帳、按、隱州視聽合記、隱州視聽合記に、本郡原田村の北雨來川の側に小社あり、龍神の淵といふ、旱雨を祈る時は必ず驗あり、依て之を雨來といふと云るは、疑らくは水祖神なるを以て龍神と誤りしならむ歟、姑附て考に備ふ、

玉若酢命神社、今總社村に在り、若酢大明神、又總社明神と云ふ、神名帳考、

清和天皇貞觀十三年閏八月壬申、正六位上若酢神に従五位下を授く、三代實錄、凡正月十七日、五月五日祭を行ふ、社司を隱岐國造と云ふ、隱州視聽合記、

若酢命、按、社司を國造と云ふに據らば、玉若酢命、或は其祖神乎、姑附て考を俟つ、

和氣能須命神社、今下西村の山上にあり、松尾大明神と云ふ、凡三月十七日を例祭とす、兩島四郡式内神、名錄、神祇明細帳、

○穩地郡三座、大二座

天健金草命神社○按本書命字を脱せり、今一本又天健金草明神と云ふ、今都万村にあり、八幡と云ふ、兩島四郡式内神名錄、神社明細帳、清和天皇貞觀十三年閏八月壬申、從五位上天健金草神に從四位下を授け、光孝天皇仁和元年閏三月乙未、從四位上を加ふ、三代實錄、醍醐天皇延喜六年七月甲子、隱岐國奏さく以前猛風高く吹ことありしに、天健金草命神託して、吾今新羅賊船北海に浮居るを追退けむとしてなも、大風は吹せ給へる也、と教給ひき、然るに其後果して賊船の器械海邊に流着り、其神驗の顯著き事、此の如しと申しき、日本紀略、朱雀天皇天慶三年九月丙寅、正四位上より從三位を授奉りき、日本紀略、凡八月十五日祭を行ふ、神社明細帳、

水若酢命神社、今一宮村にあり、一宮大明神と云ふ、兩島四郡式内神名錄、仁明天皇承和九年九月乙巳、水若酢命を官社に預らしめ、續日本後紀、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、凡其祭正月廿二日五月十六日を用ふ、隔年

の三月三日を大祭とす、神社明細帳、

伊勢命神社、今汲村の辰巳山麓に在り、伊勢明神と云ふ、神名帳考証、隱州視聽合記、仁明天皇嘉祥元年十一月壬申、伊勢命屢靈驗あるを以て、明神の例に預らしめ、續日本後紀、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列る、延喜式、凡毎年六月二日祭を行ふ、神社明細帳、

○式外諸神

日乃賣神、周吉郡に在り、日野賣明神と云ふ、隱州神名帳、○按隱州視聽合記、本郡本谷村小敷島の清濱に八王子社あり、三年毎に九月十九日を以て祭を行ふ、之を月日祭と云ふ、疑らくは日乃賣神即是也、姑附て考を俟、清和天皇貞觀十三年閏八月壬申、無位日乃賣神に從五位下を授く、三代實錄、


健須佐雄神、海部郡に在り、健酒佐雄明神と云ふ、隱州神名帳、建速須佐之男命を祀る、古事記、三代實錄、陽成天皇元慶八年二月戊子、正六位上健須佐雄神に從五位下を授く、三代實錄、

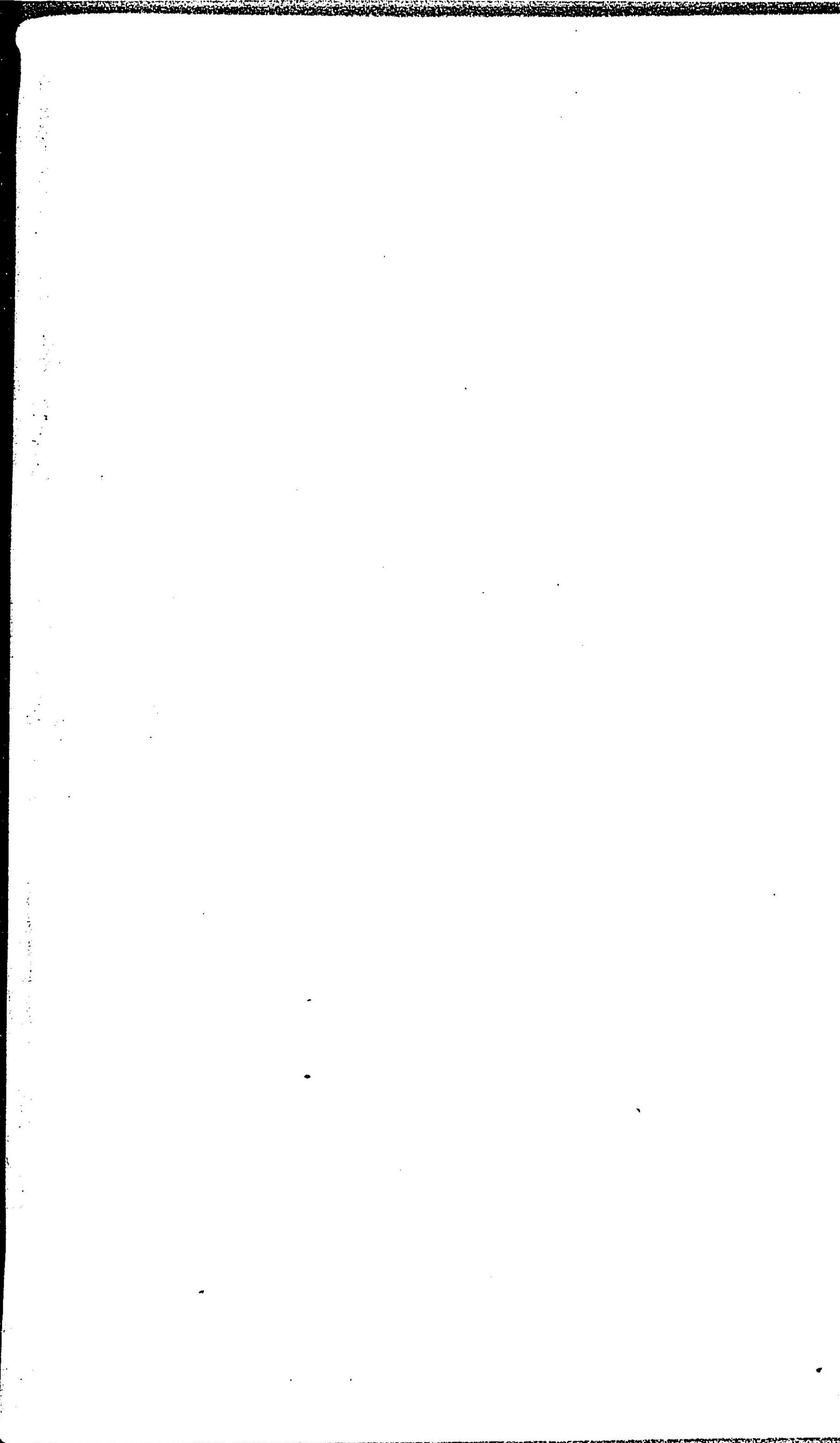
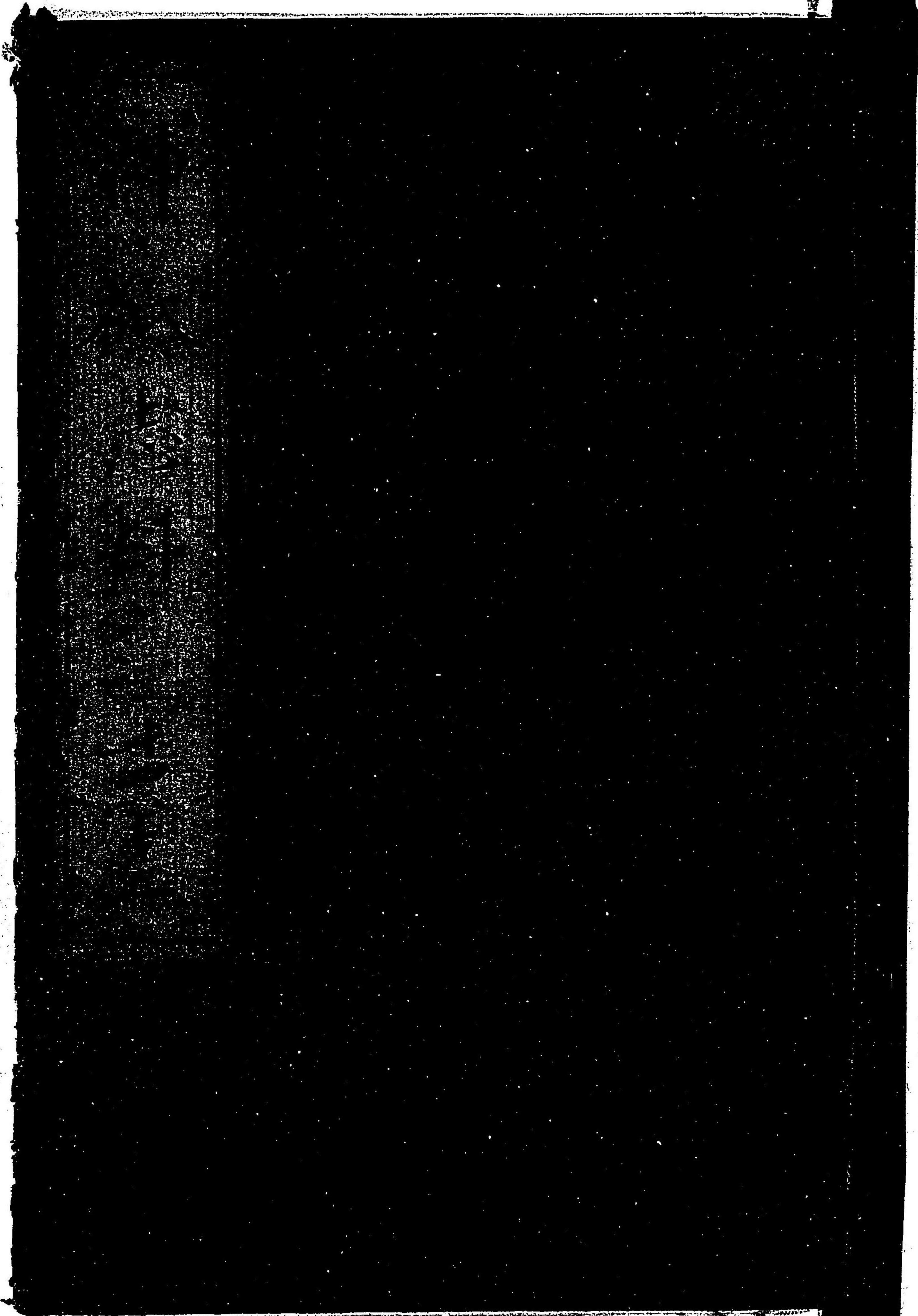
神祇志料卷之十七終

神祇志料卷之十七終

神祇志料卷之十七終

170





天泉圖卷
一函
一函
三函
一函
一函

四